

I 教育社会学のパラダイム展開

青少年問題と教育病理

徳岡 秀雄

1. 教育社会学における青少年「問題」の変遷

戦後非行史の段階区分については諸説があるが、社会変動を示す社会指標と非行動向をあらわす非行指標との綿密な検討に基づく松本（1984）の三段階説などが代表的であろう。しかし、それらはいずれも青少年の行動「実態」に即して区分しようとする試みであった。ここでは構築主義の手法を援用して、教育社会学の領域では何を青少年「問題」だと「主観的」に認識してきたのかという観点から時代区分を試みると、その変遷はおよそ三期に区分できるように思われる。

第一段階は学会発足以来1957年までの、カテゴリー未定着の段階である。1953年から日本教育社会学会編で『講座教育社会学』（東洋館出版社）が刊行されはじめるが、その第3巻（1953）で『青少年問題と教育』というタイトルが出現する。しかしこの巻では、児童・青年の社会史、犯罪・非行と少年保護、青少年団体、児童福祉、学生運動、商業文化と子ども、問題家庭、年少労働、不就学・長欠児童、特殊教育、街頭の青年、児童言語の社会化、文化不安、と青少年にかかわる問題行動や福祉問題が幅広く扱われている。それ以前の文献、例えば1949年刊行の『教育社会学』（通信教育テキスト、文民協会）では青少年犯罪の問題や児童福祉の問題などが、1950年の『教育社会学論究』では校外生活指導や盛り場の教育的影響などが、1953年の『教育社会学通論』では青少年犯罪が扱われている。また、1953年の『青年社会学』（朝倉書店）では、「問題としての青年」、「青年問題」、といった表現が見られる。しかし、「青少年問題」という用語はまだ定着してはいない。

関西大学

青少年問題と教育病理

教育社会学会第3回大会（1952）シンポジウムのテーマは「青少年労働と教育」、第8回大会（1956）シンポジウムの一つは「児童労働」であった。この時期、『教育社会学研究』誌に登載された論文テーマは、長欠（1集）、暴力行為に関する道徳判断（1集）、性的非行（2集）、貧困家庭の学童（4集）、非行（9集）、長欠（11集）などであった。この時期には、少年犯罪を中心としつつも、児童福祉問題をも含めた広汎な諸問題が、青少年にかかわる問題としてイメージされていたといえる。

第二段階は1958年から1968年までであり、青少年問題というカテゴリーが定着し、それが非行問題に収斂していった時期である。『教育社会学研究』誌にはじめて文献目録が掲載された13集（1958）では、分類項目として「青少年問題と教育」という見出しが使われている。しかし、年少労働や長欠・不就学などは「産業と勤労青少年教育」のカテゴリーに収録されており、「青少年問題と教育」の下位分類が、概説および方法論、青少年集団、青少年非行とその治療、であることから、具体的な青少年問題としては非行がイメージされていたと推定される。この「青少年問題と教育」という分類方式は、下位分類が若干異なるものの、18集まで踏襲される。しかし19集（1964）では「青少年と教育」（青少年教育、勤労青少年教育、青少年非行）となり、「青少年問題」の見出しは見当たらない。20集（1965）から23集（1968）までの文献目録は「青少年問題」に統一される。このカテゴリーに収録されている論文のタイトルは、逸脱・問題児・問題行動・不良化といった表現の差はあるものの、非行問題に限られている。なお、1964年第16回大会のシンポジウムは、「非行化過程—とくに余暇生活を中心として—」であり、19集（1964）の特集テーマは「青少年非行」であった。

第三期は『教育社会学研究』文献目録のカテゴリーが「青少年問題と病理」に変更された24集（1969）から今日に至る時期である。この第三期以来、青少年問題を学校病理との関連で見ようとする視点が定着していったものと思われる。たとえば、1969年第21回大会・課題研究のテーマの一つは「現代社会における教育と非行」であり、1970年第22回大会・課題研究の一つも「非行と教育」であった。以降、1977年第29回大会・課題研究「教育病理」、1976年第28回大会・課題研究Ⅲ「教育における社会病理」、1980年第32回大会・課題研究Ⅱ「青少年の発達と病理」、1982年大会・課題研究Ⅰは「荒れる中学校」への関心から「学校文化と生徒文化の葛藤」、1985年大会・課題研究Ⅱ「いじめ問題の現状とその教育社会学的視点からの検討」、1986年大会・課題研究Ⅰ「問題行動への教育社会学的接近—いじめ問題を中心に」、と続く。また、39集（1984）は「逸脱と教育」を特集している。

2. 青少年問題の学校問題化

(1) 非行問題を教育社会学に取り込む論理

第二次大戦前の非行問題は学校教育の外部問題であり、教育と非行とは縁うすい関係であった(松本, 1974)。しかし、教育社会学の制度化を、勝ち取る前に与えられた学界は、急遽、その領域の確定作業に入ることになる。1949年、日本社会学会は教育学者の参画も得て、全6章からなる『新制大学教職講座・教育社会学教授要綱』を作成した。その第3章「教育の社会的類型と機能」・第1節「教育過程における個人と社会」では、「personality に社会が刻印されていく過程であり、個人の社会的適応不適応の問題ともつながってくる」、第6章「教育計画の社会的基礎」・第4節「社会の教育化」では、「社会の病理的側面が研究され、それが教育活動にどのようなマイナスの影響を与えているかが研究されなければならない。次にはそれがどのように改善されなければならないか、その方法はいかなるものかが問題となる」、と指摘されている(1集177頁)。この『要綱』を意識しながら、テキストが次々と刊行されるようになる。

1951年、大会に準じる学会主催の『教育関係調査研究発表会』では、最高裁・家裁・少年院・矯正科学研究会による青少年非行の問題が大きく取り上げられている(2集, 227頁)が、その背景には、「青少年犯罪に関しても、その半ば以上を生徒によって占めることによって、学校教育は重大なる関連をもつようになった」(寺本 2集, 236頁)、との認識があったからだと思われる。

「校外の生活は児童の性格形成にとって決して空洞の時間ではない。学校における指導計画と学校の外における指導の内容とをあわせて考えるのでなければ、時間的にも全生活の設計は不可能であるし、構造的にも全人格の指導はできない。教育の社会的効果、校外指導組織の社会的機能の効果を評価する最も明確な指標は青少年の犯罪と不良行為である」(大浦 1950)。しかるに、「警視庁統計によれば、少年犯罪に占める学生・生徒の割合は昭和21年度は7%, 22年度は9%, 23年度は27%, 24年度は40%と著しい上昇を示している」(竹之下 1953)。このような論調に、非行問題を学校教育の欠陥と関連づけ、教育社会学の対象に取り込もうとする意欲が窺われる。また、1963年には、牧野巽を代表とする青少年指導研究会が発足している(19集)。

(2) 学校の全生活施設(total institution)化と学校内問題行動の発生

「犯罪の多い地域、工場街、盛り場地区等においては、とくに学校を中心とした校外指導方式が速やかに確立されることが必要である」と考える。そしてこのような方式

がもし確立されるならば、それはすでに『校外指導』とも呼ばれるべきではないであろう。そこに現出するものは、真に社会学校（Community school）の指導であり、文字通り『全日学校』（all day school）の出現となるであろう。平日昼間の校内指導を夕方まで一、二時間延長することによって、すなわち生徒の校外生活を学校の進出によって、ほとんど減少、消滅せしめ、校内生活を直ちに夕方以後の集約された家庭生活に直結せしめることによって、生徒の全人格を健全に育成せしめようとする構想なのである」（大浦 1950）。この論理で青少年の学校への取り込みが意図される。

この意図は青少年をめぐる状況の変化によって現実化されることになる。高等学校の実質義務教育化によって、ほとんどの青少年が学校の管理・統制の下に置かれることになった。その一方で地域や家族は大きく変質し、その社会化機能を衰弱させてきた。さらには、地域や家族が失った機能を唯一の可視的社会化機関としての学校に求めるという形で、学校への期待はますます高まる。それが昂じて学校責任の追求が激しくなると、学校は青少年をさらに囲い込み、管理せざるを得なくなる。こうして、子どもの生活にとって学校の占める比重は質量ともに増大する。「今や学校は、知育、体育、情操教育、しつけ、保健、衛生、安全、遊びの指導から食事の世話（給食）まで一手に引き受ける、一大共同生活センターに変貌した」とも言われる。学校は教育の場であると同時に生活の場にもなった。ゴフマンのいう全生活施設化である。

他方では、非行の低年齢化傾向とともに、校内暴力、いじめ（森田・清永 1986など）、不登校（森田 49集および1991など）と、学校内部での新たな問題行動の発生である。こうして名実ともに、青少年問題は学校内部の問題に転化していく。

(3) 問題としての学校・「原因」としての生徒文化

非行問題が学校教育の外部にあった段階では、またその程度に応じ、非行化への環境要因は学校の外部に探索され、教育社会の構造・過程と非行問題との関連が真正面から主題とされることは少なかった。しかし、非行問題が学校教育優位の社会システムに内部化するにつれ、学校生活、学校経験自体の非行化過程への直接、間接の寄与を問題にせざるを得なくなる（松本 1974）。

1950年代には、社会・地域・家族などが問題視され、貧困、地域解体、欠損家族や機能的欠損家族などが非行原因として注目された。しかし1964年の文献では、「職業や学歴や収入を要素として構成されるような階層、あるいは欠損家族や共稼ぎ家族と問題行動との関係はみられない」（青少年指導研究会 19集）と、従来の原因論に懐疑的な実証的知見が指摘されるようになる。

そして、「教育上の失敗が少年の非行化に関与する仕方は、少年の育った家庭の社

会経済的地位の非行に対する関与より直接的である」(松本 22集),「学校生活に問題のある非行少年ほどその後再非行者化しやすく, また頻回再非行者化しやすい」(清永 39集),「今日では, 児童生徒の非行が少年非行の大部分を占めており, またその少なからぬ部分が学校での問題, すなわち学校のなかにある非行化要因に影響されて生じている」(星野 1985),「学校には, 非行・問題行動という教育病理を引き起こす何らかの教育的条件が存在しているということになる」(秦 39集), と学校への原因帰属が明確化してくる。

学校要因として注目されはじめたのは生徒文化である。生徒の反抗的態度や問題行動との関連で, 生徒文化や学級集団を扱ったものとしては, 松本(24集), 耳塚(35および37集), 志水(42集), 竹川(45集)などがある。

(4) 準刑事・司法機関としての学校

学校・生徒文化論の延長として, すでに, 個々の教師の指導や対応のあり方(秦 39集),「日常的な教師対生徒, 生徒対生徒の相互交換の過程, さらに教師集団対生徒との組織的な相互作用の中で, 逸脱カテゴリーを生徒に対して付与し,『逸脱生徒』がしたてあげられていくダイナミズムを, マクロな構造的諸要因と関連づけて解明」(穂坂 39集)すること,「生徒文化の分化過程をラベリング・プロセスとみなすこと」(耳塚 35集),「学校組織や教師=生徒関係に関する分析」(松本他 39集), などの必要性が指摘されている。

しかし, より重要なのは, 学校を少年保護システムの一環として見る視点であろう。なぜなら, 敗戦直後の生存型・生活型非行の子どもたちを保護しようとした「少年法自体が, 児童生徒の非行がごく少ない時代に制定されたものであるために, これは, 学校と非行および法執行機関との関係を考慮したものとはなっていない」(星野 1985)。それにもかかわらず, 非行が変質し, 学校が非行少年に対する最初のインターク機関として機能せざるをえない状況で, 当初は生徒を官憲に「売り渡す」ことを恐れて「抱え込み」すぎ, 手遅れにすることが非難され, 後にはその逆に,「腐ったミカン」を早々と排除することが非難されるようになる。

学校をこの視点から見た場合には, まず第一に, 学校生活におけるテスト成績という, 行為者の動機ではない行為結果責任に基づく評価や, 内面規制から管理・校則による外面規制へ, といった動向が, 教育の論理から刑罰の論理へという意識変革の, いわば隠れたカリキュラムとして機能するという点が指摘できる。

第二に, 1963年文部省通達「青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について」に従い結成された学校警察連絡協議会の制度化, 家庭裁判所から求められる

「学校照会書」に答える形で学校側から積極的に提出される「学校報告書」の肥大化、などは、学校が刑事・司法機関と積極的に連携していく側面である。

第三は、警察・裁判所としての学校という性格である。校則を恣意的に規定・強化するとともに、「集会のスキ こっそり持ち物検査 違反者、全員の前で正座」、「非行生徒を『公開』指導 実名文書や全校集会で謝罪 父母『さらし者扱い』 学校『皆で解決図る』」、あるいは、卒業アルバムに写真をのせない、卒業式への出席を許さない、教師による体罰の制度化、1983年12月の文部省通知「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」に基づく現場校長の裁量による出席停止処分、等々の問題である。

校則などの問題が最高裁ですら争われるような現実にもかかわらず、教育社会学者たちの関心は、教育法学などのそれに比べてまだ薄い。例えば、この種の文献として、講座『少年保護』の第4巻（平野 1985）があるが、その多くは実務家や法律家サイドの論考で占められている。処分決定の過程・メカニズムとその規定要因、教師・学校・教育委員会の行動などを、behavior of law の観点から分析することは、名実ともに「逸脱と教育」の主要な研究領域となろう。その際、パレンス・パトリエ的な保護から人権尊重のデュープロセスへという、少年司法における理念の変化を学校教育の場でどう受けとめるかも課題になろう。

3. 青少年政策の教育社会学

松本他（39集）は、青少年政策についての政策科学的検討をすすめ、逸脱統制政策をその中に統合してゆく必要があろうと指摘しているが、この趣旨をさらに展開してみよう。

(1) 原因としての対策

機能分析の（特に潜在的）逆機能とか、サンクションがパフォーマンスの原因になるといったラベリング論的発想からは、当然、公的に介入することが新たな青少年問題の原因になるのではないかとの視点も必要になる。例えば、鉛筆も削れない体験不足の子どもが話題にされた背景として、中央青少年問題協議会（総理府）の主導で大々的に展開された「刃物をもたない運動」の影響が、当然に推測される。『第16回青少年保護育成運動実施要綱（実施期間1960. 4. 1. —1961. 3. 31.）』では、「最近、青少年に刃物をもつことが流行し、これに起因する殺人、傷害等の凶悪な非行が増加しており、まことに憂慮すべき実情にある。……」として、具体的に、「学校に鉛筆削り器、工作用具等をできるだけ常備するとともにその管理を厳しくし、児童・生徒に

不必要な刃物等を携帯させないこと」などが指示されている。

校内暴力が問題化した1975年前後から「肉体派・体力派」教師を採用して、それを抑え込んだことが、体罰制度化の原因になった、との指摘もある。また、1985年、「いじめ問題の背景には教師の体罰問題があるのではないか」、と法務省が注意を喚起したことは記憶に新しい。

こう見てくると、「現実が新種の青少年問題を次々と発現させるので、研究もこの要請への対応に暇なく、実態の解明に、対策の考案に追い立てられている」、とか「非行や問題行動そのものが、あたかも流行現象のように、その姿を変え、研究者がそれを追っかけるのに精一杯でとても理論化までおよんでいないという現実もある」といった認識ではなく、政策と問題行動との相互因果性を射程に入れた理論化が志向されるべきであろう。ラベリング論の洗礼を受けてしまった現在、もはや「一難去ってまた一難」といった無自覚な実証主義ではありえない。

悪の原因が悪である場合には、悪を根絶する対策に全力をあげることに何の躊躇も必要とはしない。しかし、過剰統制の逆機能を強調すれば、不介入・放任、そして時には将来の善のために現在の悪を容認することも、また必要になる。法律はどの時点であれ悪を許容しないが、行動科学は失敗から学ぶ、*Evil causes virtue*、のプロセスを容認する。その時点、時点で悪を否定すれば、結局、一度も悪は経験しない、できないことになるからである。純粹培養の脆さを思えば、毒をもって毒を制する予防注射も必要となろう。角を矯めて牛を殺さないための逸脱統制の適正量が問題となろうし、どの程度の悪をいつ経験するか、も問われねばなるまい。

(2) 社会統制のジレンマ

自由と平等、安全と自由、保護と自立など、社会的諸価値は相互にトレード・オフの関係にある場合が多い。青少年政策を考える場合も同様である。

先ず、①健全なパーソナリティの発達を積極的に促進する政策、②問題行動の予防対策、③すでに非行を犯した少年の保護・矯正活動、の三レベルは意識的に区別しておくべきである。①と②のどちらを重視するかによって、実際の対応は矛盾しがちだからである。犬も歩けば棒にあたるから、怪我をしないためにはクラブ活動は禁止したほうがよいし、万引きが心配ならお手伝いとしてスーパーへ買い物に行かせるようなことはしないほうがよい。「悪友と付き合わない」とは言っても、良い子か悪い子かは付き合ってみなければ分からないから、その見極めがつかない以上は、できるだけ人とは付き合わないほうがよい、との結論になろう。転ばぬ先の杖、と保護を優先していると、いつまでたっても自立は困難になる。したがって①と②、すなわち、能

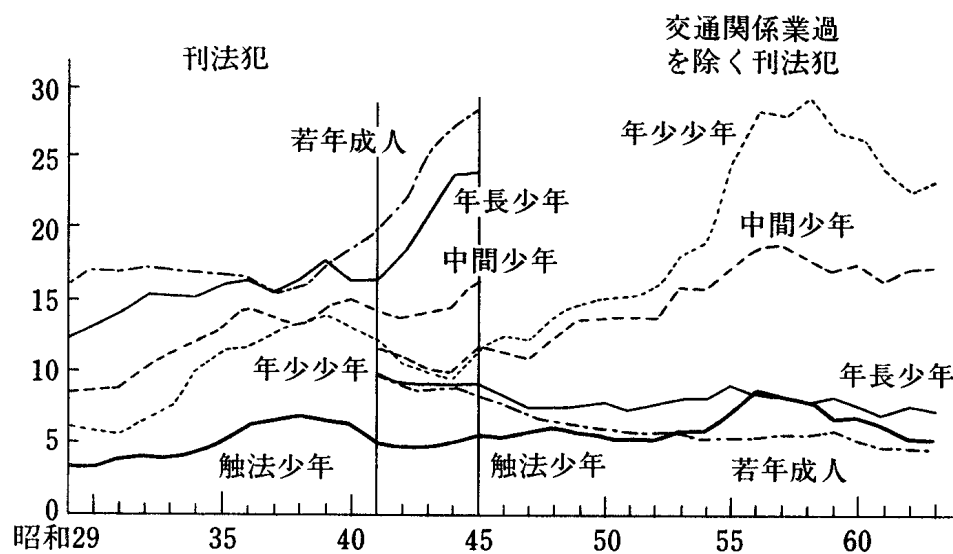


図1 少年刑法犯の年齢層別検挙人員人口比の推移

(昭和29年～63年)

注 『犯罪白書』(平成元年版)による。

動性・積極性・自発性・自立性など、健康で豊かな人間形成を目指す積極的施策と消極的な問題予防対策(保護)との二律背反的側面に注目すべきであろう。問題防止のための過剰規制・管理強化は人間関係そのものに対する消極主義や懷疑主義を生み出す危険性があるからである。

次に、逸脱のコストと逸脱対策のコストといった、コスト・ベネフィットの考え方は、刑事政策的には興味あるテーマである(星野 1981)。しかし社会化的関心、すなわち、逸脱を防止し、健全なパーソナリティの発達を目指すという観点に絞っても、介入の是非は問題になる。したがって、上記の三レベルそれぞれについて、介入と不介入との効果が検討されねばならない。

③のレベルでは、再非行を防止し、社会復帰させるために介入すべきか放任すべきかが問われる。その場合には、軽微な問題行動を起こした少年と重度の非行少年とを区別した介入のありかたも考慮されるべきであろう。非行の低年齢化傾向が指摘されて久しい。そして、その問題性は、「現代の非行・問題行動がますます低年齢化しているうえ、そうした早い段階である行為に陥った生徒の多くは、そのまま高校生段階にいたるまで一貫して同じ行為を繰り返している」(秦 39集)からであり、「非行少年が再非行化する危険性が極めて高い」(清永 39集)からであるとされる。しかし、成人の場合も年長少年の場合も、犯罪発生率は年々低下している(図1)。ということは、非行の前倒し(つまり一種の発達加速)現象ではあっても、低年齢非行少年の全てが犯罪者予備軍になっているわけではない。

ラベリング論とリハビリテーション思想との対立の中で、筆者（1981）もかつて、「放置」の効果と「加療」の効果とを厳密に比較する研究が、今後の最重要課題であると指摘したことがあるが、速水（48集）も「ラベリングされた者の回帰は隠れた逸脱の場合よりも一般に困難である。しかし逆に発覚し、司法的ルートに乗ることにより非行をやめる事例は山ほどある。非行少年であるというラベル張りだけが、非行を再生産していくならば、家裁に送られた少年は基本的に再犯をすることになってしまう」と主張する。低年齢で非行を行った少年のその後のライフコースを追跡し、同調への復帰過程を明らかにする必要があるだろう。それらの実証研究をふまえて、万引きなどを刑事・司法機関での処遇から外すダイバージョンや、非犯罪化の是非についての議論が起きてよいであろう。

第三に、即効的な対症療法と長期的な原因治療あるいは根源的療法とのジレンマもある。実際、いじめをめぐるモラル・パニック状態の当時、人間科学・行動科学者たちは、長期的視野にたって、攻撃性の許容とフラストレーションの解消、豊富な体験、管理されない子どもの世界の保障、個性・差異の許容などを提唱した。しかし実際に採られた対策は、これらの提案とは逆に、とりあえずいじめ現象を抑圧しようとする対症療法であった。その結果いじめは減少したものの、もぐら叩きの如くに他の症状に転移したとも考えられる。

(3) モラル・パニックと青少年（問題）の変質

戦後青少年問題の変遷は、低年齢化、軽微事案化、教育・しつけ問題化、学校問題化、非社会的・前エディプスの反抗化、内向化・内弁慶化、バイタリティのない非行へ、見えない非行へ、そして「無行」へ、などと表現される一貫した動向である。この、今日に至る一連の「転移」は、マスコミと公式統計によって間歇的に産出されたモラル・パニック状況を背景に、上記三種のジレンマのなかで絶えず健全発達よりも問題予防を、介入しかも対症療法的介入の道を選択し続けたことの帰結であったとも解される。また、街頭や盛り場・路上・駅・公園・近隣社会から空き家・友人のアパート、そして学校・家庭などの安全な保護領域内へ、といった犯行場所の変遷も、少年補導センターの充実、街頭補導、環境浄化活動の推進、パトロールの強化などに対応するものであろう。清永（1988）の、「暴走族の時代には少年たちは公道に出て問題行動を起こした。しかし、それが、社会の強い統制にあって内向化し、教室のなかにはいって校内暴力と化し、さらにそこでも強い統制にあって事件としてのいじめになり、そして、いじめもいま強い統制にあり、少年たちの世界から消えようとしている」との指摘は正鵠を射ていると思われる。

変質したのは問題少年だけではない。三無主義、五無主義、指示待ち人間、といった青少年一般を揶揄する形容語句には事欠かない。しかしこの現代青少年の変質が非行少年の変質と連動し、軌を一にしていることは容易に推定される。

教育は本来、長期的視野に立った人間形成の営みであり、即効性を求めるものではない。しかし、最長3年という教育期間に可視的な効果をあげねばならない強い外圧のもとでは、すぐに立証されうるような服装や態度などの外面を、体罰を行使してでもきちんと整えざるをえない。ましてや「荒れる学校」との風評を極度に恐れると、一部の問題少年だけではなく、すべての青少年を対象にした消極的な問題予防活動に重点が置かれやすい。しかし、あつものに懲りてなますを吹き、転ばぬ先に杖を持たせて足腰を弱めるような、社会化の大局を見失わせる対策は、親や教師が子どもよりも長生きすることを前提としたそれに堕しかねない。

したがって、政策的介入をするのかしないのか、するとすれば健全育成のための介入なのか問題予防のためのそれなのか、介入は対症療法的でいいのか根本治療を目指すのか、が明確化されねばならない。また、必要な統制・介入をどの機関がどの程度に分担するのも問題となる。「法は他の社会統制とは逆比例する」と言われるが、フォーマル統制とインフォーマル統制、後者の内部での家族・地域・学校それぞれの役割配分や、その他の新しい社会化機能集団の可能性、学校教育と社会教育とのアンバランス、地域活動や種々のボランティア活動の役割、なども検討課題となろう。

要するに、健全発達と問題予防と問題少年の処遇、放置と治療、対症療法と根本治療、それぞれを意図した施策と、それが狙う対象者との間に齟齬をきたさないようにすることが重要であり、そのためには、対策の効果を評価・測定する研究が課題となる。

4. 仮説と検証をめぐって

(1) 子ども観と非行・犯罪理論の変化

人間（犯罪者）観や子ども観といった背後仮説（background assumptions）は科学的に証明できるものではなく、理論化する際の前提に過ぎない。歴史的には、それらは100年単位で変化しているように思われる。アリエスの『子どもの誕生』を経て、ポストマンやウィンらの『子ども期の消滅』へ、といった子ども観の変遷も注目すべきテーマである。山村（1983）は、子どもの問題行動を見つめる大人の視線を問題にし、ありのままのかわいくない子どもたちを、大人のように独立した人格として、中世とは別の意味で「小型の大人」として認めようと、子ども観の転換を主張する。

犯罪者観についても、まずベッカリーア（1764年）やベンサム（1780年）が、人は犯罪のコスト・ベネフィットを考慮して犯罪を行うのだとする合理的・功利的犯罪者観を提示し、この前提は約100年にわたって維持された。しかしロンブローゾの『犯罪人論』（1876年）以来、犯罪者は当人の意志を超えた何らかの要因によってそうせざるをえないのだとする決定論的人間観が優勢になり、この人間観を前提に、さまざまな犯罪・非行理論が提示され、実証的研究が実施されてきた。ところが、ロンブローゾからさらに100年近くを経て再び、決定論的犯罪者観に疑問が出始める。

非行少年の分野ではマッツァが先鞭をつけたが、1970年代に入ると、成人刑事政策の分野で、just deserts, deterrence が、そして最近では rational choice theory (Cornish and Clarke 1986) が台頭してくる。これらの理論は、再度、犯罪者はコスト・ベネフィットを比較考量して犯罪を敢行するか否かの意志決定をしているのだ、とする計算高い人間像を想定することになる。これらは、成人犯罪者を念頭においた議論ではあったが、子ども観の変質とともに、非行の説明理論にも浸透しつつある (Agnew 1990, 徳岡 39集)。したがって、わが国における少年法改正論争等にも、法社会学的観点から発言することが必要になろう。

(2) 資料の収集と分析の視角

かつては可能であった、家裁で受理された少年、警察署で補導された少年、警視庁で補導中の少年（須賀 9集）、逮捕された刑法犯少年（星野 21集）などを対象とした調査研究は、戦略的位置にいる者でもない限り困難になってきている。人権意識が世論レベルでも高まり、家裁をはじめとする少年保護関係機関が、保護から人権へ、人間科学から法律学へ、と変質してきたからでもある。なお、1950年代後半には流行現象にまでなった非行化予測という研究領域（橋本 19集）の伸び悩みも、人権への配慮が大きく影響しているのであろう。

したがって、軽微な問題行動のレベルでは、種々の調査技法が精練されてきているが、少年犯罪のマクロな動向に関しては、公式統計が依然として有力な資料源である。となると、公式統計が非行少年の側ではなくサンクションの側のきわめて正確な数値であることを認識した上での活用を工夫すべきであろう。その場合には、総警察活動の中での少年犯罪にかかわる活動のウェイト、少年係警察官の人数や補導センターの数、裁判所支部存続のための事件の分割送致、世論への配慮といった政治的要因なども考慮すべきであろうし、数値を云々する際に、成人事件や道路交通法、特別法、交通関係の業過を次々と除外し、「主要刑法犯」のみに安易に限定するのも問題である。さらには青少年人口を勘案した相対数ではなく、事件の絶対数に注目するこ

とも大切であろう。

次に、理論について言えば、「外来知識のリーダーズ・ダイジェスト」と言われた、外国を舞台とした仮説の紹介の域から脱皮し、それはすでに着実な実証的研究のレベルに達している。しかし依然として、外国産の理論がわが国の現実に妥当するか否かが関心の焦点になっている。解釈論的アプローチが受容されたことは喜ばしい。しかし大事なことは、解釈論を主張する外国学者の文献を訓詁学的に解釈・紹介することではなく、その精神を生かすことである。とすれば、操作概念に依拠した仮説検証型の調査研究だけではなく、感受概念を用いた仮説提示型のそれがどんどん実施され、わが国の現実に密着した理論仮説の構築（たとえば、山本 49集および1991など）が志向されるべきであろう。

5. 教育病理の分析視角

(1) 教育病理学の台頭

アメリカにおける social problems への社会学的アプローチは、大まかには、① social pathology, ② social disorganization, ③ value conflict, ④ deviant behavior, ⑤ labeling, という変遷をたどったと、Rubington and Weinberg は1971年の時点で整理している。そして、これらのアプローチの総称として、講義科目名としては social problems が、学会名称としては The Society for the Study of Social Problems が使用されている。マートンとニスベットの共編著（1961）は、②と④との最も洗練された業績であり、③と⑤の発想を展開したのがキッセとスペクター（1977）であった。

わが国における社会的諸問題への社会学的アプローチは、戦前からの経済学（社会政策学）的アプローチを中心とした社会問題論と対峙しつつ、「社会病理」という名称に収斂し、制度化されてきた。すなわち、社会学界においては戦後早くから社会病理への関心が強く、日本社会学会第23回大会（1950）では、発表数63本のうち「社会病理学」的な問題に関するものが7本あり、これは文化・歴史・政治問題、家族・村落問題、に次ぐ多さであった（1集，174頁）。第24回大会（1951）で共同研究「犯罪社会学の諸問題」が発表されたことは、「時事的政策問題としても、社会学の新しい分野としても、注目すべきこと」（2集，181頁）であった。1952年の第25回大会では、8部門の一つは社会病理部会であった（3集，157頁）。また、1954年に日本社会学会が実施した会員の研究分野調査によると、「犯罪および社会病理」は、一般理論、農村、産業労働、階級階層、宗教について6位にランクされていた（『社会学評論』

17, 114頁)。1954年には、磯村英一著の『社会病理学』（有斐閣）および戸田貞三・土井正徳編『社会病理学』（朝倉書店）が出版され、1958年刊行の『講座社会学第9巻・社会学の歴史と方法』（東京大学出版会）では、「現代社会学の潮流」として「社会病理・社会福祉」の項が設けられている。こうして、社会的諸問題に対する社会的アプローチの総称としての社会病理学（アメリカにおける①の立場の意味ではない）が大学の講義科目としても定着していく。

教育社会学の領域における社会病理学的発想の導入は、河野（1966）、柴野（1968）らによって開始され、社会病理学と教育社会学との相互浸透がはじまる。27集の特集は「学校・その機能と役割」であったが、そこでは柴野が「学校の逆機能」を論じた。また30集の特集「教育における社会病理」には、二関・新堀・高橋・渡辺・大橋、の各氏が寄稿している。当時は構造・機能主義が主流の時と教育危機とがほぼ重なっていたために、構造・機能主義的パラダイムによる教育の分析（村上 37集）、すなわち上記の②や④のアプローチをめぐる議論が中心とならざるをえなかった。

(2) ラベリング論から構築主義へ

ラベリング論の紹介と精緻化は、宝月（1990）らによって、1970年代のアメリカの動向を反映する形で、まず純粋に理論レベルで行われた。しかし、その後の非行の変質が、このアプローチの有効性を納得させた。ラベリング論の主張の一つ、セレクトイブ・サンクションについての認識は、犯罪件数が「検挙されたものの数であって、実態を示すものではない」（竹之下 1953）といった記述にも見られるように、早くから存在した。しかし当時はまだ、検挙件数が犯罪者の全数ではなくとも、ほぼ全体の縮図になっているであろうとの暗黙の前提があった。

ところが、図1・2にも明らかなように、1970年代に入ると、この前提も怪しくなってくる。そして、年少少年の非行は、警察が忙しければ暗数となり、警察が暇になれば顕在化する傾向が非常に強い、といった記述が刑事司法当事者の手になる文献にさえ出現し、1970年代後半以降の文献には、ラベリング論の影響が随所に見られるようになる。この視点は、校内暴力、家庭内暴力、いじめなど、通報や解釈次第で顕在化の程度が左右されうるような問題行動へと青少年問題が変質してくるにつれ、ますます受け入れられるようになる。

例えば、多賀谷・清永（1988）は、『いじめ』は減った、少なくとも、『いじめ』というカテゴリーで集められた子どもたちの問題行動の統計数値は、大幅に低下している。しかし、この減少傾向の背景に、子どもたちは、『いじめ』という言葉を否定したが、実質としての『いじめ行動』は否定していない、という問題が潜んでいる。

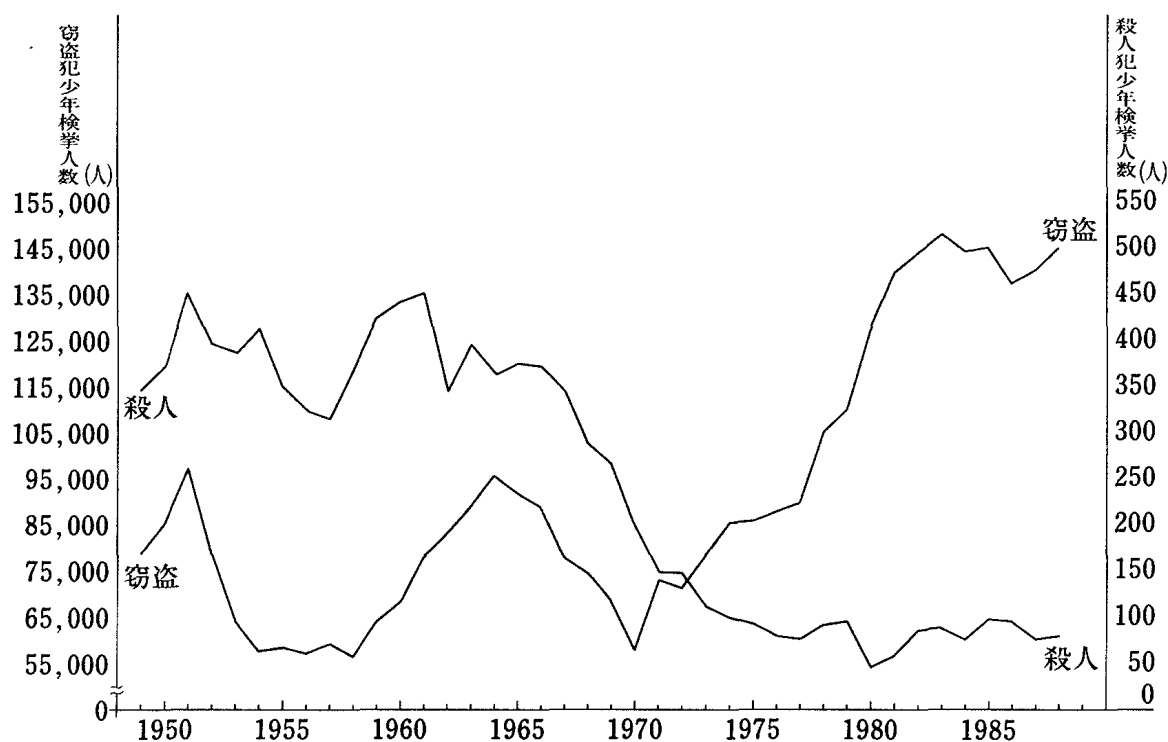


図2 窃盗犯少年と殺人犯少年
『犯罪白書』各年版により作成

子どもたちは、『気に入らない友達をいじめる』ことは『いけない』ことだが、『友達を殴る』ことや『お金や物を脅しとる』ことは必ずしも『いけない』とは考えていない」と、主観的な定義づけ・カテゴリー化の問題に触れている。また、自らも青少年の自殺を国際的・年代的に比較している渡部（34集）は、「小学生・中学生の自殺がこの10年ほど全くふえていない。いじめが原因の自殺が増えたとすれば、その分、他の原因による自殺は減ったということになる。いじめがクローズアップされるようになったために、自殺原因としてもめだつようになったと考えることもできよう。……自殺や殺人からいじめ問題の悪化を結論づけることはむずかしい」（42集）と、動機の付与に言及している。

ラベリング論と実証主義との相互批判を経た後の展開としては、徳岡（1987, 1988）のように、両者を統合するフィードバック的視点を強調するのも一つの方角であろう。しかし、ラベリング論的発想の主観的側面をより徹底し純化したキッセら（1977）の構築主義が、その邦訳書刊行ともあいまって、本学会でも受容されつつある。北沢（40集）、伊藤（47集）などの論考がその例である。

社会問題の構成要素には、客観的要素（performance, 以下Pと略記）と主観的要素（sanction, 以下S）がある。マートンもキッセも、 $P=S$ というプリミティブな前提を否定する。その上でマートンは、Sに惑わされることなくPに注目すべきだと主

張する。それに対してラベリング論は、Sに注目しつつ、そのSがPと正確に対応していない不均衡への義憤や、SがPの原因になるとする逆転の発想に動機づけられている。ところが「ラベリング論を超えて」というキッセは、「実態」や「原因」への執着がラベリング論を窮地に陥れたと反省し、Sのみに注目してPは無視するという完全な主観主義を提唱する。北沢（47集）は、この動向を「原因論から過程論へ」と的確に捉えている。

(3) 教育病理学と教育問題の社会学

キッセらの、社会問題への主観主義的アプローチは、過去の「社会問題論」イメージが希薄になりつつある昨今、「社会問題の社会学」と名乗ることも可能であろう。教育社会学の領域に対応させるとすれば、マートンの実態主義に依拠する「教育病理学」とは区別される「教育問題の社会学」の主張ということになろう。そこで最後に、この二つの立場を比較しておこう。

① 合意モデルと葛藤モデル

グールドナーが指摘したように、明示化された理論の前提には背後仮説が存在する。それは社会意識と言ってもよかろう。したがって、社会科学的理論は時代の従属変数、すなわち時代精神を反映することになる。マートン的な統合モデルは、1960年代までのアメリカ社会に受容された発想であろう。このモデルでは、価値・規範は社会成員に共有されており、はじめに価値があり、その価値を基準にして現実とのギャップを社会問題と考える。真実に迫ることは可能である、正義は必ず勝つ、と確信し、不正義に対しては、木の葉が沈んで石が浮くような義憤を覚える。

ところが1970年代以降、葛藤モデルが説得力をもってきた。このモデルは、多様な価値観の併存・競合を前提にしている。そして真実解明へのペシミズムがその背景にある。価値は、ミルズが動機の付与について論じたのと同様に、まさに後からとってつけた合理化に過ぎない。したがって、勝てば官軍であり、沈んだ物が石だと冷静に受けとめる。だから、戦国乱世に権謀術数によって上洛し、天皇を戴くに至るプロセスを詳細に記述すること（これがナチュラル・ヒストリーの発想）への興味に駆り立てられている。勿論、強者のライフコースだけではなく、マイノリティがクレームを申し立て、積極的に問題化しようとするその意図が、成功したり挫折したりするプロセスを記述することも可能ではある。

② 社会問題の定義と定義者

マートンは、「社会的標準と社会的現実とのギャップ」が社会問題であり、そのギャップは自らが確定するという。社会学者と社会成員とのあいだでギャップの認識が

食い違った場合には、社会学者の定義を優先させるというわけである。そこには、一般大衆の社会的知覚には歪みがありうるが、社会学者は客観的現実を知りうるのだとする専門職的イデオロギーが見られる。「話せば分かる」という自信あるいは傲慢さの中では、ミルズがつとに指摘したような、社会的存在として拘束されている社会病理学者の限界が忘れられる危険性をはらんでいる。

他方キッセらにとっては、社会問題とは「何らかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」である。客観的実在ではなく「想定された」状態だけで十分であり、「魔女」が実在していなかったのだと後世になって判明しても、あるいはUFOの「確認」の有無にかかわらず、それをめぐる人々の「活動」が研究対象となる。社会学者みずからの価値尺度を適用するのではなく、謙虚な態度で社会成員の主観的規定に委ねるわけである。しかし世間におもねる場合には、「空騒ぎ」をする可能性もある。なぜなら、クレーム申し立て活動自体が、文化の従属変数だという側面もあるからである。また、暗黙のうちに支配的イデオロギーを受容し、マイノリティー・弱者の価値や信念を軽視する危険もある。

③ 研究対象・領域

キッセの立場は、「状況の定義づけ」で説明しやすい、何らかの意味でマージナルな領域に適用された場合に威力を発揮する。したがって、統制に左右され（虞犯・不良行為）、通報に左右され（万引き、校内暴力、いじめ、家庭内暴力）、価値観によって大きく評価の分かれるような問題（精神医療、妊娠中絶、離婚、軽愚、ゲイ、マリファナ）を好んで取り上げる。人目をひく、マスコミが物語化しやすい現象が取り上げられやすいのに対して、主観的定義の問題である以前に厳然としてあり、しかも衆目の一致するような深刻な社会問題への関心は薄く、あるいはそれらから目をそらせる危険もはらんでいる。

マートンのアプローチでは、実態とその原因に接近できる領域、社会学的知識と手法とで実態を解明できる、真偽を問いやすいテーマに限定されやすい。キッセの場合には、クレーム申し立て活動の発生から消滅に至るプロセスや申し立てのレトリックを扱うかぎり、医学・化学・心理学などにかかわるあらゆる社会問題に対して、それら科学の知識なしに発言できるので、対象領域を拡大できるであろう。

④ 「学」か「術」か

マートンのアプローチには、現状そのものに目を向け、実態に直接かわり、原因を追求し、本気で解決しようとする姿勢が見られるだけに、研究者の問題解決への情熱を満たしやすい。また、潜在的な社会問題の段階にあるうちに、つまり問題が深刻化

する前に対応することも可能となろう。

他方、「社会問題の社会学」の役割は、現実を理解するための多角的視点を喚起する点にあり、問題解決策よりも、むしろ解決策をも含めた社会問題化の過程全体を淡々と記述することにある。原因追究ではなく、原因を指摘し対策を主張する人々へと、焦点をずらしている。つまり、キッセにとっては、現実を直視し潜在的な社会問題を顕在化しようとクレーム申し立ての努力をする、真面目なマートン自身が社会問題を構成する要因の一部であり、研究対象になりうる。踊りに参加せず、見る姿勢を貫く場合には、鼻クソを笑う目クソを笑う耳クソを笑う……ヤツ、と相対化する面白さはあるが、シニカルで社会的に無責任な高見の見物だとの誹りは甘受せねばなるまい。問題の客観的根拠の有無の判断や価値判断、実践的な参加を避ける逃げ腰は、冷静な見方を提供する一方で、冷やし過ぎて人々に問題解決への無力感や脱力感を与える可能性もある。もっとも、問題化の過程・テクニックを知り、今度はそれを特定の関心を問題化し、あるいは問題の沈静化に応用することも可能ではあるが、それは第一次的関心ではない。

第一次情報への接近が困難になり、マスコミで加工された二次的情報、あるいは「解釈された現実」の影響が決定的となれば、実態や原因に迫ることへのペシミズムが加速されるであろう。また、リアリティ喪失・「しらけ」とノンコミットメントの風潮、大衆消費社会と関連して生じた価値の多様化・細分化、といった趨勢は、主観的側面（S）のみに注目するコンストラクショニズムをますます勢いづかせると思われるが、私自身は客観的「実態」（P）からも目を離さないスタンスが必要ではないかと考えている。いずれにしても、教育の社会学か教育的社会学か、学の確立か課題解決か、は学界で周期的に提起される問いではある。

〈引用文献〉

- Agnew, R., 1990, Adolescent resources and delinquency, *Criminology*, 28-4.
 Cornish, D. and Clarke, R., 1986, *The Reasoning Criminal*. Springer-Verlag.
 平野龍一代表編集 1985, 『講座・少年保護 4（少年保護と学校教育）』大成出版社。
 宝月誠 1990, 『逸脱論の研究』恒星社厚生閣。
 星野周弘 1981, 『犯罪社会学原論』立花書房。
 星野周弘 1985, 「非行に走る子どもたち」松本良夫他編『学校を問い直す』有信堂
 高文社。
 Kitsuse and Spector, 1977, 村上直之他訳『社会問題の構築』マルジュ社 1990。

- 清永賢二 1988,「校内暴力の社会学的側面」松本良夫・北村陽英責任編集『親と教師のための思春期学4学校』情報開発研究所。
- 河野重男 1966,「教育の病理」大橋薫編『社会病理学』有斐閣。
- 松本良夫 1974,「学校教育と少年非行」麻生誠編『教育社会学』(社会学講座10) 東京大学出版会。
- 松本良夫 1984,『図説非行問題の社会学』光生館。
- Matza 1964, 西村春夫他訳『漂流する少年』成文堂, 1986。
- Merton, R.K. and P.A. Nisbet (eds.) 1961,「社会問題と社会学理論」森他訳『マートン・社会理論と機能分析』(現代社会学体系13) 青木書店, 1969。
- 森田洋司 1991,『「不登校」現象の社会学』学文社。
- 森田洋司・清永賢二 1986,『いじめ—教室の病い—』金子書房。
- 大浦猛 1950,「校外生活指導の問題」日本教育学会編『教育社会学論究』目黒書店。
- Rubington, E. and M. Weinberg 1971, *The Study of Social Problems*, Oxford University Press.
- 柴野昌山 1968,「教育の病理」那須宗一他編『社会病理学事典』誠信書房。
- 多賀谷篤子・清永賢二 1988,「いじめの社会学的側面」松本良夫・北村陽英責任編集『親と教師のための思春期学4学校』情報開発研究所。
- 竹之下休蔵 1953,「青少年犯罪の問題」教育社会学研究会『教育社会学通論』岩崎書店。
- 徳岡秀雄 1981,「書評・大村英昭著『非行の社会学』」『ソシオロジ』25-3。
- 徳岡秀雄 1987,『社会病理の分析視角』東京大学出版会。
- 徳岡秀雄 1988,「自己成就的予言としてのいじめ問題」『関西大学社会学部紀要』20-1。
- 山本雄二 1991,「教育の病理学から教育の現象学へ」『現代の社会病理』VI。
- 山村賢明 1983,「かわいくない子どもたち」広池学園出版部。